



あいおい損保

(社)日本精神保健福祉士協会正会員の皆様へ

## 「精神保健福祉士賠償責任保険」のご案内

(社)日本精神保健福祉士協会独自の「精神保健福祉士賠償責任保険」をご案内させていただきますので、この機会に是非ご検討のうえ、ご加入くださいますようお願い申し上げます。



**保険期間：平成19年11月 1日午後4時から  
～平成20年11月 1日午後4時まで**

**募集締切日：平成19年10月 22日**

**社団法人日本精神保健福祉士協会**

Japanese Association of Psychiatric Social Workers

※この保険は社団法人日本精神保健福祉士協会を保険契約者とし社団法人日本精神保健福祉士協会の正会員を加入者とする精神保健福祉士賠償責任保険団体契約です。

本パンフレットは概要を説明したものです。補償内容等詳細は下記までお問い合わせ下さい。

【取扱代理店】 **ALIVE 株式会社 アライブ**

〒107-0062 東京都港区南青山2-2-15-301

TEL 03-3479-4334 FAX 03-3479-5322

取扱代理店は引受保険会社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)などの業務を行っております。

【引受保険会社】 **あいおい損害保険株式会社 広域法人部営業第2課**

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-6

TEL 03-5202-6670 FAX 03-5202-6712

## 1. 「精神保健福祉士賠償責任保険」の概要

加入した精神保健福祉士またはその使用人その他業務の補助者（以下被保険者）注①が、場所の如何を問わず日本国内において精神保健福祉士の資格に基づく業務を遂行することにより、他人の身体の障害または財物の滅失、き損もしくは汚損が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害をてん補します。

<例えば>・訓練中の業務対象者への人身事故

- ・対象者を連れて指導中に、対象者が第三者に対して起こした対人・対物事故の管理責任を問われた。
- ・業務対象者について知った事についてうっかり他言したところ、プライバシー侵害で訴えられた。
- ・業務対象者から預かった財物を壊してしまった。

注①：補償の対象となる使用人その他の業務の補助者とは、精神保健福祉士による直接の指示を受け、また直接の補助を行う方々を言います。従って、施設全体での賠償請求への補償対応の為には別途保険に加入する必要があります。その際は、取扱代理店または引受保険会社へお問い合わせ下さい。

## 2. 「精神保健福祉士賠償責任保険」の必要性

### ◇必要性

精神保健福祉士法において、精神保健福祉士に対して医師は「指示・命令できる」ではなく「指導することができる」となっていることから、医師が直接的に指示・命令できる使用人・業務補助者になり得ない場合が出て来ます。そのような場合に事故発生による損害賠償責任が発生し、医師及び精神保健福祉士双方に過失がある場合には、民法で言う共同不法行為（民法719条）に該当し、精神保健福祉士についても損害賠償請求を受ける可能性があります。そのような事態に備えて資格所有の個人を補償する「精神保健福祉士賠償責任保険」が必要となる訳です。

### ◇精神保健福祉士と医師及び病院等との関係

上記の通り、精神保健福祉士は医師賠償責任保険の補償の範疇に含まれない場合があり、その際に事故が発生し精神保健福祉士と医師及び病院等勤務先（使用者責任 民法715条）が共に過失がある場合には、双方が共同不法行為による損害賠償請求を受ける可能性があります。

この場合、一般的には病院等の勤務先が訴訟を受ける事が多く、判決・調停・和解等の結論が出され、補償金を支払った上で、病院等の勤務先が精神保健福祉士に対して求償する事もあり得ます。

そのような場合に、他の賠償保険に優先して適用される「精神保健福祉士賠償責任保険」は精神保健福祉士の皆様にとって必要となってくるわけです。

## 3. 契約形態

保険種類	精神保健福祉士賠償責任保険
契約者	社団法人 日本精神保健福祉士協会
被保険者	精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第28条の規定により精神保健福祉士登録を受け日本精神保健福祉士協会の正会員である者
加入方式	任意加入方式
契約形態	団体契約

本契約は、社団法人日本精神保健福祉士協会を保険契約者とし、上記記載の正会員を被保険者とする精神保健福祉士賠償責任保険団体契約です。

## 4. お支払いする保険金

### ◇被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金

（賠償責任保険（賠償責任を担保する特別約款・担保条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われたお見舞金は保険金のお支払対象とはなりません。）

### ◇被保険者が支出した以下の費用（いずれも保険会社の同意が必要です。）

- 損害防止軽減費用
- 応急手当、護送、その他緊急措置に要したものの
- 訴訟、仲裁、和解または調停に関する費用

## 5. 補償内容と保険料（1名あたり）

### 補償内容

#### ①基本

補償内容（てん補限度額）	保険金額
1事故につき	1,000万円
保険期間中につき	3,000万円
自己負担額1事故につき	1,000円

#### ②人格権侵害担保（人格権侵害担保特約）

補償内容（てん補限度額）	保険金額
1名につき	100万円
1事故・保険期間中につき	500万円
自己負担額1事故につき	1,000円

#### ③管理財物担保（管理財物担保特約）

補償内容（てん補限度額）		保険金額
1事故・保険期間中につき	現金・小切手以外の場合	50万円
	現金・小切手の場合のみ	10万円
自己負担額1事故につき	どちらの場合でも	1,000円

### 保険料（年間保険料）

1名あたり	12,270円
-------	---------

#### 団体割引適用に関して

2007年11月1日保険開始時の加入者数に応じて以下の団体割引が適用になります。

上記保険料は、団体割引適用前の保険料ですので、実際の加入者数に応じて下記団体割引が適用できた場合、差額保険料を返金させていただきます。

加入者数	団体割引率	保険料（1名あたり）
1名～49名	0%	12,270円
50名～99名	5%	11,660円
100名～199名	10%	11,040円
200名～499名	15%	10,430円
500名～999名	20%	9,820円
1,000名～2,999名	25%	9,200円
3,000名～	30%	8,590円

## 6. 保険金をお支払いできない主な場合

- ◇保険契約者または被保険者の故意
- ◇戦争、変乱、暴動、労働争議、騒じょう
- ◇地震、噴火、洪水、津波等の天災
- ◇被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ◇被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ◇被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ◇被保険者の業務を行う施設もしくは設備または自動車、エレベーター、エスカレーター、車両、船舶もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任
- ◇業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ◇業務の遂行につき所定の資格及び登録を受けていない者が遂行した業務行為に起因する損害賠償責任

## 7. ご加入方法

- ◇専用の振込用紙にご記入・ご捺印のうえ保険料を**平成19年10月22日まで**に協会にて振込の確認が取れるようお手続き下さい。※締切日までに郵便局からの振込の通知が協会に無い場合は振込確認が取れませんので、翌月以降の加入となりますので、お振込は余裕を持ってお手続き下さい。
- ◇お振込の確認後協会より「加入者証」を郵送させていただきます。
- ◇賠償責任保険普通保険約款および特約条項は保険契約者である（社）日本精神保健福祉士協会に一括して交付されます。約款をご希望の際は、協会までご連絡下さい。パンフ、約款は協会ホームページ(会員ページ)にも掲載しております。

### 【中途加入について】

毎月20日を振込締切日とし、翌月1日からの中途加入も可能です(満期日は平成20年11月1日となります)。中途加入の場合も毎月の締切日までに郵便局からの振込の通知が協会に無い場合は振込確認が取れませんので、翌月以降の加入となりますので、お振込は余裕を持ってお手続き下さい。

中途加入日	振込締切日	保険料(円)	中途加入日	振込締切日	保険料(円)	中途加入日	振込締切日	保険料(円)
12/1	11/20	11,250	4/1	3/20	7,170	8/1	7/20	3,090
1/1	12/20	10,230	5/1	4/20	6,150	9/1	8/20	2,070
2/1	1/20	9,210	6/1	5/20	5,130	10/1	9/20	1,050
3/1	2/20	8,190	7/1	6/20	4,110			

## 8. ご契約後ご注意頂きたいこと

ご住所を変更されるときや職業・職種を変更される場合などご契約内容に変更が生じる場合は事前に取り扱代理店または引受保険会社にご連絡下さい。

## 9. 万一事故が発生した場合

万一事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店または引受保険会社へご連絡下さい。ご連絡が遅れますと保険金のお支払いができない場合がありますのでご注意ください。

※事故の解決にあたり、被害者と示談される場合は必ず引受保険会社へ事前にご連絡下さい。ご連絡がないと保険金をお支払できない場合がありますのでご注意ください。引受保険会社にご連絡がないまま示談交渉されますと、支払われた賠償金の全部または一部について、保険金をお支払できないことがありますので、必ず事前にご相談下さい。下記までご連絡頂いても構いません。

【事故受付専用ダイヤル】0120-024-024 (携帯・PHS OK おかけ間違いのないようにお願いします)

【受付時間】365日24時間

## 10. Q&A

Q&Aに関しましては、協会ホームページ(会員ページ)に掲載しております。Q&Aをご希望の際は、協会までご連絡下さい。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

### 【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社がある他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、(社)日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

詳細については、あいおい損害保険㈱のホームページ (<http://www.ioi-sonpo.co.jp>) をご覧ください。

### 【損害保険契約者保護機構について】

引受損害保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。この保険は、被保険者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3ヶ月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。